松くい虫対策をさらに徹底

市民の財産「風の松原」を守ろう

範囲を市内全域に拡大　個人所有地の松が被害にあったらすぐに連絡を

個人の庭木の被害木を市が運搬・処分

これまで、風の松原周辺自治会に限っていた個人の庭木の松くい虫被害木の搬出・処分を17年度は市内全域に拡大します。

これまでの市の取り組み

これまで市は、「風の松原」を松くい虫から守るため、「風の松原」内の国有林や県有林周辺の民有林と、内陸部の一部の民有林を「守るべき松原」に設定し、松くい虫対策を実施してきました。

一方で、松林の形態をなしていない場所の松や個人の庭木の松については、土地所有者へ防除をお願いしてきましたが、費用負担の問題や松くい虫への認識の低さから、なかなか対策が講じられないという課題がありました。

そこで、16年度からは、特に「風の松原」への被害が懸念される「風の松原」周辺自治会内の個人所有の松にも、市が松くい虫対策の支援を拡げることにし、被害木の伐採と切断は所有者、被害木を運搬・処分するのは市と役割分担を決め、処理にあたってきました。

範囲を市内全域に拡大

17年度は、この範囲を、風の松原周辺自治会から市内全域に拡大しました。庭などの松が松くい虫被害だと思ったら、農林整備係まで連絡ください。

個人の庭木の被害木の運搬・処分
申し込みの手順

①個人の庭木の松が松くい虫被害と思った場合、５月25日㈬まで自治会長か農林整備係に連絡を

②市が枯れ松を確認します

③松くい虫被害木と確認された場合、搬出、処分の申請書を市へ提出

④搬出する日を連絡しますので、所有者が伐採し、トラックに積み込みできる長さにまで切ってください（搬出日は６月上旬～20日を予定）

⑤指定日に、トラックで搬出し、バイオマス発電所で処分します

問合せ　農林整備係　☎89－2184